

(請 求 人) 様

湧別町監査委員 水 野 豊

湧別町監査委員 下 田 英 人

住民監査請求の却下について (通知)

令和 6 年 5 月 29 日付けで提出のありました湧別町長刈田智之氏に関する差止措置請求につきましては、下記のとおり地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適格であるため却下します。

記

第 1 請求の要旨

令和 6 年 6 月に新庁舎基本設計業務委託に付す予定であるが、地方自治法第 4 条第 3 項の特別多数議決を実施せず予算を執行するには、地方自治法 116 条前段で定める「特別の定めがある場合を除く外」に該当するため、議会議員の三分の二の同意を得なければならない。

しかし新庁舎建設等基本計画策定業務においても議会議員の三分の二の同意を得ておらず、新庁舎基本設計業務委託でも議会議員の三分の二の同意を得る見通しが無い。

新庁舎基本設計業務委託は特別多数議決が必要であるから地方自治法第 116 条前段の定め違反する。

①このことから、地方自治法第 242 条第 4 項、湧別町の損害を避けるため緊急を要することから、新庁舎基本設計業務委託の入札差止を請求する。

②新庁舎建設等基本計画策定業務の落札率が不自然であることから、予定価格の示唆が湧別町長刈田智之氏からあった蓋然性が高いので、予定価格の漏洩の有無についても調査を請求する。

第 2 却下の理由

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関または職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限ることとし、当該地方公共団体の損害の防止、補てんを目的とするものである。

①「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。」として、実施前の公金支出、契約締結、履行も住民監査請求の対象に含まれると解するが、請求人の求める「新庁舎基本設計業務委託の入札差止」について、地方自治関係実例判例集において、「市町村の事務所の位置の変更に関する条例の制定時期を新事務所の建築着工前とするか、建築完了後とするかは、当該市町村の事情によっていずれでもさしつかえない」とされており、制定時期が定められていないことから、違法若しくは不当とは言えず、当該委託業務の入札が実施さ

れたとしても、その時点で町に損害が生じると決められるものではない。このことから住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。

②入札に対する情報漏洩について証拠書類の提出がなく、また本案件は刑法に該当するものであることから、住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。